

2015年4月
スタート!!

食品表示法

食品表示について定めた新しい法律「食品表示法」が2015年4月に施行され、食品表示の一部のルールが変わりました。

1) 全ての加工食品に「栄養成分表示」が義務化されます

- 右の5つの項目が表示されます。
- 表示できる面積が小さい商品や酒類など、表示が省略されている場合もあります。
- 「食塩相当量」には、「ナトリウム」の量が併記されていることがあります。

・熱量(エネルギー)
・たんぱく質
・脂質
・炭水化物
・食塩相当量

2) アレルギーの表示がわかりやすくなります

- 原材料名の後ろに(〇〇を含む)と個別に表示することが原則となります。
- 個別に表示するのが難しい場合は、原材料の最後にまとめて表示されます。
例:(一部に小麦・卵・大豆を含む)など
- 表示される食物アレルギーの品目はこれまでと変わりません。

必ず表示される7品目
えび・かに
小麦・卵・乳
そば・落花生

3) 添加物の表示がわかりやすくなります

- 添加物は、「添加物」の欄を設けるか、「/」などの記号や改行によって、その他の原材料と明確に区別して表示されます。

4) 機能性表示制度が創設されました

- 食品の機能性を表示することができる新しい制度ができました。
例:「おなかの調子を整えます」
「脂肪の吸収をおだやかにします」など
- トクホと異なり、事業者の責任において、安全性や機能性の表示を行うもので、消費者庁から個別の許可を得たものではありません。

医薬品では
ありません。
バランスの良い
食事を心がけ
ましょう!!



©2015秋田県
んだッチH290134

経過措置期間が設けられています!!

経過措置期間は、古い表示から、新しい表示に移行する期間です。

生鮮食品は**2016年9月30日**まで、加工食品・添加物は**2020年3月31日**まで